

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 会社分割活発化の兆し

Q：平成10年度の改正をきっかけに、会社分割が再び活発化しそうとのことですが、どうしてでしょうか。

A：特定の現物出資の場合の課税の繰延割合が80%から100%へなったことなどが理由です。

#### 【解説】

法人が現物出資や変態現物出資をして子会社を設立する場合、①株式の保有割合が95%以上であること、②現物出資資産の子会社の受入価額が親会社の出資直前の帳簿価額以下であること、等の要件を満たしていれば、圧縮記帳によって出資資産の含み益に対する課税の繰り延べが特例として認められています。

平成10年度の改正で、①土地等を含む資産の現物出資をした場合の課税繰延割合を80%とする縮減措置を廃止、②適用要件として、内国法人の株式その他国内にある資産（外国法人の株式で持株割合が25%以上のものを除く）を現物出資して海外子会社を設立するものでないことを追加、等の見直しが行われました。

これまでは、土地等を現物出資して子会社を設立し、新たな事業展開を図りたくても、20%相当額に対する譲渡益課税がネックになっていましたが、100%の課税繰延べが可能になり、税効果が拡大することになりました。

上記の改正は、平成10年4月1日以後の出資について適用されます。

